|  |  |
| --- | --- |
| チラシ等の標題 |  |
| 配架期間 | 　　　　　　年　　　　　月　　　　　日～　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日まで※設置期間の最長は１か月間です。 |
| チラシ等の発行者（団体）（連絡先） | （　　　　　　　　　　―　　　　　　　　　　　　　　　　―　　　　　　　　　　　　　） |



チラシ等設置依頼書

※設置の可否にかかわらず、チラシ等は返却いたしません。

●設置基準

　①茨木市が行う事業又は茨木市から依頼のある事業に関するもの

　②国、他の地方公共団体、公共機関等の事業に関するもの

　③他の文化施設の公演事業に関するもの

　④財団が管理する施設内での催しに関するもの

　⑤営利を目的としない公益的な団体が発行したもの

　⑥市民に有益な情報が記載されているもの

下記　職員記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局長 | 文化事業係長 |
|  |  |

審査結果

**可　・　不可**

●不可の理由

□①人権侵害となる内容が含まれるもの

□②法令又は公序良俗に反するもの

□③営利を目的とするもの

□④宗教活動を目的とするもの

□⑤政治活動を目的とするもの

□⑥依頼担当者の問合せ先が不明なもの

□⑦その他財団が適当でないと認めるもの

□⑧チラシ等のサイズが規格を超えるもの